

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年七月七日

埼玉県病害虫防除所長 須永 真理子

平成29年5月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考	
			分析結果		保証票の検査		
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	東洋水産株式会社 埼玉工場	東水1号	T N、 T P、 C d				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

T N—窒素全量、T P—りん酸全量、C d—カドミウム